

## 懇談会の運営についての確認事項

本懇談会の議事については非公開とし、会議後にブリーフィングを行うこととしているが、その他の議事の取扱いに関し、以下のとおりとする。

### 1. 議事の進行について

会議の進行は座長が務める。なお、座長が不在（途中参加・退席を含む。）の場合は、座長の指名する者が代理として、その職務を代行する。

### 2. 会議内容の取扱い

- (1) 会議資料については、原則公表する。ただし、座長の判断により、資料の全部又は一部を公表しないことができることとする。
- (2) 会議の様相については、事務局で記録し、出席者の了解を得た上で、ホームページ上に掲載する。
- (3) 議事については、非公開とする。ただし、発言者を明示しない議事要旨を作成し、公表する。
- (4) 議事内容に関するブログやSNS等のインターネットを通じた発信については、本人の発言に加え、各会議後作成する座長会見用メモ及び議事要旨をメンバー間で共有し、その範囲であれば差支えない。
- (5) 取材対応については、(4)と同じ範囲で回答する。
- (6) 会議後のブリーフィングについては、座長又は座長が指名する者が行う。

### 3. その他

その他必要と認めるときは、座長が会議に諮った上で上記取扱いを変更又は新たな事項を決定することができる。